

	対応		留意事項	重大事態	
	0	事案発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>□当事者（被害者）から訴え</li> <li>□当事者以外からの通報、連絡（スクールサイン等）、地域からの通報、連絡</li> <li>□授業や教育活動、生徒の様子等から教職員の発見、気づき</li> <li>□定期的ないじめ実態調査（各学期末および緊急時）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□教職員は自身の価値観や事情を一旦取り払い、無条件の受容的態度を持って傾聴</li> <li>□生徒からの訴えを抱え込んだり、対応不要であると判断したりせず直ちに全て、情報担当の教育相談主任に報告・相談する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□申し立てがあった場合は重大事態が発生したものとみなし、報告・調査等に当たる。</li> </ul> <p>※県教育委員会の指導の元、迅速に調査に着手する。</p>
調査方法の確認と認知	1	関係部署会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>□学年会、生徒指導部、教育相談部 ⇒ 教育相談主任情報集約</li> <li>※事情再聴取の内容確認</li> <li>□いじめ防止対策委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□情報の窓口を一元化する。</li> <li>□訴え等確認</li> <li>□調査方法の確認</li> <li>担当職員、聴き取りの場所の確認</li> <li>※客観的事実を時系列にまとめる</li> <li>□保護者への連絡内容と時間帯確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□客観的・総合的な分析評価を行う。</li> <li>□因果関係の特定を急がない。</li> <li>□生徒・保護者等関係者に進捗状況、調査結果等説明を行う。</li> </ul>
	2	初期対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>□正確な状況の把握（最初に携わった職員）</li> <li>□当事者（被害者、加害者、関係者）の事情聴取</li> <li>関係部署への報告、連携（学年 ⇒ 管理職、生徒指導部）</li> <li>□家庭への報告、連携（担任、学年主任、教頭）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□いじめを受けた生徒やいじめを通報した生徒の安全を確保する。</li> <li>□組織的に対応する。</li> <li>□被害者・加害者共に聴き取り後に保護者引き渡しの徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□調査を行う前に、必要に応じて関係者から早期に聴き取りを行う。</li> <li>《基本調査（初期調査）》</li> <li>□可能であれば、当該本人から十分な聴き取りを行う。</li> <li>□生徒・職員からアンケートやヒアリングなど適切な調査方法を採用する。</li> </ul>
対応方針決定	3	対策組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>□いじめ防止対策委員会（校長、教頭、学年主任、生徒指導主事、教育相談主任（特別支援教育コーディネーター）養護教諭、人権教育主任、学校支援アドバイザー等）での対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□いじめ防止等の中核として事実関係の把握・いじめであるか否かの判断を組織的に行う。</li> <li>□解消に向けた指導・支援プログラムの構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□専門家を加え、公平さ・客観性・合理性を確保する。</li> <li>□委員の過半数を第三者である外部専門家とする。</li> </ul>
	4	情報共有対応検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>□職員会議で情報を共有し、各部署での対応の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□解消に向けた指導・支援プログラムの共有</li> </ul>	
解消に向けた取組	5	具体的対応（指導・支援）	<ul style="list-style-type: none"> <li>□全体指揮、地域・PTA・マスコミ対応、県教委連携（管理職）</li> <li>□医療機関等の活用（養護教諭）：被害者の対応</li> <li>□当事者（被害者・加害者）、保護者への対応（学年主任、担任、学年団、教育相談主任、人権教育主任）</li> <li>□警察との連携（生徒指導主事）</li> <li>□全校生徒への対応（全職員によるHR、授業・部活動等での概要の説明と防止策説明）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□指導・支援プログラムのPDCAを行いながら対応する。</li> <li>□指導・支援に関しては、当事者生徒保護者に説明し、理解と協力を得る。</li> <li>□当事者生徒の日々の様子を観察し、必要な場合はSCのカウンセリング等に繋げる。</li> <li>□全教職員による指導を心掛ける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□アンケート結果はいじめられた生徒・保護者に提供する場合があることを、調査の前に説明する。</li> </ul>
	6	支援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>□当事者（被害者・加害者）へのカウンセリング</li> <li>□必要生徒へのカウンセリング</li> </ul>		
	7	報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>□対応・支援のまとめ（担任、学年団）⇒管理職</li> <li>□当事者及びその保護者への報告（学年主任、担任、教頭）</li> <li>□県教委への詳細報告（校長）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□指導・支援の日々の記録に併せて、当事者の変化を記載する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□予断のない一貫した情報発信を行い、個人のプライバシーに配慮する。</li> <li>□個人情報保護を理由に必要な説明を怠ってはいけない。</li> <li>□在校生及び保護者への公表は県教育委員会の指導助言の元実施する。</li> </ul>
解消の判断	8	指導・支援の継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>□改善策の確認（対策組織、職員会議）</li> <li>□当事者間の関係回復の確認</li> <li>□当事者とクラス、学年、全校生徒の観察</li> <li>□必要生徒・保護者へのカウンセリングの継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□単に謝罪を持って解消とは言えない。いじめに係る行為が止んでいるか、被害生徒が心身の苦痛を感じていないかの2点で判断する。</li> <li>□いじめが再発する可能性は十分あるので、被害生徒・加害生徒についての観察を継続する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□同種の事態の発生（再発）防止を図る。</li> <li>□当該生徒の状況に合わせた継続的なケアを行う。</li> <li>□学校生活復帰後の支援や学習支援等行う。</li> </ul>